

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月26日
【会社名】	株式会社U B I C
【英訳名】	UBIC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守本 正宏
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03)5463-6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 池上 成朝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03)5463-6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 池上 成朝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社U B I C 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	無記名式
券面総額又は振替社債の総額（円）	金300,000,000円
各社債の金額（円）	金10,000,000円の1種
発行価額の総額（円）	金300,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金95円
利率（％）	本社債に利息は付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成27年4月12日
償還の方法	<p>1 償還金額 額面100円につき金100円。 ただし、繰上償還の場合は、本欄2 に定めるところによる。</p> <p>2 償還の方法及び期限 本社債は、平成27年4月12日にその総額を償還する。ただし、繰上償還の場合は、本号 に定めるところによる。 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）で決議した場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当該日において残存する未償還の本社債の全部を本社債の額面100円につき金100円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて取得するものとする。 償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 株式会社U B I C 本社</p>
募集の方法	第三者割当の方法による。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成22年4月12日
申込取扱場所	株式会社U B I C 本社 東京都港区港南二丁目12番23号
払込期日	平成22年4月12日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために会社の資産に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、当該新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。
取得格付	格付は取得していない。

(注)社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は10株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法第192条に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、次の金額とする。 払込金額に払込後に到来する事業年度の最終日が経過するごとに100,000円を加算した金額。</p> <p>2 転換価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初1,565円とする。ただし、当社の普通株式数に変更または変更の可能性が生じる場合は、本欄3「転換価額の調整」に定めるところに従い転換価額を調整することがある。</p> <p>3 転換価額の調整 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号 に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの発行時価}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$

「既発行株式数」は当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本号 から に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

1. 本号 の2. に定める時価を下回る払込価額または処分価額をもって普通株式を交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利の転換・交換または行使による場合を除く。)

調整後の価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降、または、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

2. 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降または、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

3. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号 の2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合(無償割当ての場合を含む。))または本号 の2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券または権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日)または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

4. 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本号 の2. に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

	<p>調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>上記にかかわらず、上記取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号の3.または5.による転換価額の調整が行われている場合</p> <p>()上記交付が行われた後の本号の3.に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとする。</p> <p>()上記交付が行われた後の本号の3.に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行株式数を超えない場合は、本4.の調整は行わないものとする。</p> <p>5.取得請求権付株式等の発行条件に従い当社普通株式1株当たりの対価（本5.において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号からと類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における本号の2.に定める時価を下回る価額になる場合</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号の3.による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換または行使されたものとみなして本号の3.の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。</p> <p>()当該取得請求権付株式等に関し、本号の3.または上記()による転換価額の調整が修正日前行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換または行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本号の3.に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行なわれなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の転換価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。</p> <p>6.本号の3.から5.における対価とは、当該株式または新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（本号の3.における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該株式または新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>7.本号の1.から3.の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社機関の承認を条件としているときには、本号の1.から3.にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p>
--	---

	$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合に1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転換価額調整式中の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 2. 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日（ただし、本号の7.の場合は基準日）に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 3. 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整以前に、本号の4.に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該転換価額の調整において本号からに基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。 4. 本号の1.から5.に定める証券または権利に類似した証券または権利が交付された場合における調整後の転換価額は本号の規定のうち、当社証券または権利に類似する証券または権利についての規定を準用して算出するものとする。 <p>本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式の併合、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式数の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。 2. その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 3. 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 <p>本社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金300,000,000円</p> <p>（会社法上の本新株予約権の全部を行使した場合における当該行使に際して出資の目的とする財産の価額の総額）</p>

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する場合の株式1株の発行価格は、当該行使に係る本新株予約権が付された本社債の額面金額の合計額を別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年4月13日から平成27年4月10日まで</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社U B I C 本社</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>当社が別記「償還の方法」欄記載の事由に従い本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、繰上償還を決定した日または期限の利益の喪失日以降本新株予約権を行使することはできない。平成27年4月13日より後に本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>1 当社は、平成22年4月13日から平成27年3月27日までの間に20営業日連続して株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が転換価額の150%を超え、かつ、当社取締役会が平成27年3月27日までに本新株予約権の取得を決定した場合、本社債権者に対して取得日の2週間前までに取得日を通知したうえで、取得日に、残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を交付財産（本欄3に定める。）と引換えに取得することができる。なお、上記通知がなされたときには、当該通知にかかる本新株予約権付社債の取得は撤回できない。</p> <p>2 「取得日」とは、平成27年4月12日をいう。</p> <p>3 「交付財産」とは、各本社債権者が有する本新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額に、交付比率（本欄4に定める。）を乗じた最大整数（以下「交付株式数」という。）の当社普通株式をいう。</p> <p>4 「交付比率」とは、各社債の額面金額を本欄1による取締役会決議日時点で有効な転換価額で除した値（小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。）をいう。なお、通知日以降取得日までの間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める転換価額調整事由が発生した場合には、交換比率は同欄に定める調整を行う。</p> <p>5 本欄1により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第18条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

	<p>6 当社は、本欄 1 による本新株予約権付社債の取得に係る本社債権者に対し、当該本社債権者が指定する振替機関又は振替機関の業務規定に定める口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。</p> <p>7 当社は本欄記載の事由により本新株予約権付社債を取得した場合は、当該本新株予約権付社債に係る社債部分の全部を取得と同時に償却しなければならない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>1 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文および第3項本文の定めにより本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。</p> <p>2 本新株予約権付社債者（割当先、割当先から本新株予約権付社債を取得した譲受人、当該譲受人から本新株予約権付社債を取得した譲受人、並びにそれ以降の全ての譲受人を含む）は、本新株予約権付社債権者の子会社および関連会社（「連結財務諸表制度における子会社および関連会社の見直しに係る具体的な取扱い10.10.30企業会計審議会」またはその承継基準において定める意味を有する）（以下「関連会社等」という）に対して譲渡する場合を除き、当社取締役会の決議による当社の事前承認がない限り、本新株予約権付社債を第三者に譲渡することができない。</p> <p>なお、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債を関係会社等に対する譲渡（「関連会社譲渡」）するときは、当社の承認は、事前であるか事後であるかを問わず、一切不要とする。</p> <p>3 本新株予約権付社債権者が前項に従い本新株予約権付社債を譲渡（関連会社譲渡のみならず、当社の事前承認による関連会社以外の第三者に対する譲渡（「第三者譲渡」）を含み、以下「本社債権譲渡」と総称する）するときは、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債発行会社である当社に対し、本条に基づく本新株予約権付社債の譲渡後速やかにその旨書面により通知するものとする。</p> <p>4 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債譲渡に際し、譲受人に対し、本新株予約権付社債の譲渡について一定の制限（本欄 1 による分割制限と、本項による転売制限（関連会社譲渡の場合を除き、当社取締役会の決議による当社の承認がない限り、第三者譲渡はできないこと）を意味し、以下「本転売制限等」と総称する）が付されていることを説明し、譲受人から本転売制限等の内容を理解し、本新株予約権付社債の譲受人として本転売制限等を順守する旨の書面を取得した上、当該書面の写しを当社へ提出するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1．本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

2．新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生するものとする。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債についての弁済期が到来するものとする。

3．株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を発行する。

2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
285,000,000	10,000,000	275,000,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用及び登記費用等であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額275,000,000円の使途は、以下のとおりであります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
システム販売等の新規事業参入のための開発及び設備投資	220百万円	平成22年4月～平成24年3月
既存事業強化のための開発及び設備投資	55百万円	平成22年4月～平成24年3月

(注) 調達した資金については支出までの期間、当社の取引銀行の預金口座等で保管する予定です。

なお、設備計画の内容については、「第三部 追完情報 2 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	オリンパス株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号
本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書（当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。）の提出日	有価証券報告書 事業年度第141期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 平成21年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第142期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日） 平成21年8月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第142期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日） 平成21年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第142期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日） 平成22年2月15日 関東財務局長に提出

名称	株式会社フォーカスシステムズ
本店の所在地	東京都品川区東五反田二丁目7番8号 フォーカス五反田ビル
本有価証券届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書(当該有価証券報告書の提出後に提出された四半期報告書又は半期報告書を含む。)の提出日	有価証券報告書 事業年度第33期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日) 平成21年6月29日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第34期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日) 平成21年8月14日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第34期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日) 平成21年11月13日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第34期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日) 平成22年2月12日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

(a) オリンパス株式会社

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先は、当社の取引先であります。

(b) 株式会社フォーカスシステムズ

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	450,000株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	63,000株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		割当予定先は、当社の取引先であります。

(注) 各割当予定先との関係は、本有価証券届出書提出日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

今回の資金調達にあたり、当社といたしましては、当社事業を支援していただける事業会社であることを条件として割当予定先の選定を行いました。

オリンパス株式会社は、当社の取引先であり、同社には以前より当社事業を理解していただいております。今回の資金調達にあたり、当社から今後の関係強化を目的として出資を打診したところ承諾を得たため、割当予定先として選定したものであります。

株式会社フォーカスシステムズは、当社の既存株主であり、また取引先でもあります。同社には当社創業時より支援をいただいております。当社の事業展開及び経営方針に理解していただいております。今回の資金調達にあたり、当社から今後の更なる関係強化を目的として出資を打診したところ承諾を得たため、割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

オリンパス株式会社 140,575株（普通株式）

株式会社フォーカスシステムズ 51,118株（普通株式）

（注）上記株式数は、割り当てた本新株予約権付社債の全量が転換された場合に発行される新株予約権の目的である株式の数を記載しております。

e 株券等の保有方針

割当予定先であるオリンパス株式会社は、当社の取引先でもあることから今後の関係強化を前提とした出資ではありませんが、本新株予約権付社債の転換により取得した株式は、今後の同社の事情によっては譲渡の可能性も有り得るとの方針である旨の意見をいただいております。

また、株式会社フォーカスシステムズは当社の取引先でもあることから、今後の更なる関係強化を図るため、本新株予約権付社債の転換により取得した株式は、中長期的に保有する方針である旨の意見を頂いております。

f 払込みに要する資金等の状況

オリンパス株式会社は、東京証券取引所市場第一部上場企業であり、また株式会社フォーカスシステムズは、ジャスダック証券取引所上場企業であることから、開示されている直近の有価証券報告書及び四半期報告書の財務諸表等により、払込みに要する財産の存在を確認いたしました。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるオリンパス株式会社及び株式会社フォーカスシステムズ、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを、民間のデータベース検索等により確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価額の算定根拠及び発行条件が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価格、転換価格等につきましては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動率、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、第三者評価機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（東京都港区）に本新株予約権付社債の価格算定を依頼し、本新株予約権付社債の価値分析報告書（以下「コーポレート・アドバイザーズ報告書」といいます。）を取得しております。コーポレート・アドバイザーズ報告書では、本新株予約権に付された新株予約権の取得条項、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）及び流動性等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。また、その他発行条件についても合理的であると判断しております。

当社監査役は全員、当社取締役より発行要項の内容の説明を受けるとともに、上記コーポレート・アドバイザーズ報告書等も考慮に入れて総合的に判断して、発行条件は割当予定先に特に有利でないとの意見を述べております。

転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断していることから、本新株予約権付社債発行の取締役会決議日の直前取引日（平成22年3月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（1,490円）に1.05を乗じた価額（円未満の端数切り上げ）を転換価額とすることで、当社と各割当先が協議のうえ、合意、決定いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新規に発行される株式数は191,693株であり、これは現在の当社の発行済株式総数581,000株の32.9%に相当し、これによって1株あたりの株式価値は希薄化いたします。しかし本新株予約権付社債の発行により、新規事業及び既存事業の開発費及び設備投資資金を確保することで、将来における売上拡大及び収益力向上が見込めることから、既存株主様の利益に資するものと考えており、本新株予約権付社債発行による株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、株式の希薄化につきましては、「6. 大規模な第三者割当の必要性 b 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、第三者委員会より株式の希薄化の規模は合理的である旨の意見をいただいております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債の転換により発行される新株式191,693株は、現在の当社の発行済株式総数581,000株の32.9%（本有価証券届出書提出日現在の議決権総数58,100個に対する比率32.9%）となり、当社株式は25%以上の希薄化が生じることになります。

したがって、本新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合
守本正宏	東京都港区	166,000	29.07%	166,000	21.48%
株式会社フォーカス システムズ	東京都品川区東五反田 2-7-8 フォーカス五反田 ビル	63,000	11.03%	140,575	18.19%
オリンパス株式会社	東京都新宿区西新宿 2-3-1 新宿モノリス			114,118	14.80%
戸越一成	神奈川県横浜市栄区	50,000	8.75%	50,000	6.47%
日本マスタートラト ト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	46,280	8.10%	46,280	5.99%
池上成朝	千葉県成田市	34,000	5.95%	34,000	4.40%
日本トラスティ・ サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	10,000	1.75%	10,000	1.29%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	8,130	1.42%	8,130	1.05%
日本証券金融株式会 社	東京都中央区日本橋茅場 町1-2-10	4,290	0.75%	4,290	0.56%
有限会社チック・リ ライアンス	神奈川県横浜市港南区笹 下2-1-1	4,100	0.71%	4,100	0.53%
計	-	385,800	67.57%	577,493	74.74%

(注) 1. 上記、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式46,280株及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式10,000株は信託業務に係るものであります。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成21年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成21年9月30日現在の株主名簿に、本新株予約権付社債の転換により発行される株式数を加味して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 資金調達の主な目的、背景

当社グループは株式会社U B I C及び米国子会社1社で構成されており、電子データ中心の調査を行うコンピュータフォレンジック調査サービス、法的紛争・訴訟の際の電子データや書類の証拠保全及び調査・分析を行い、証拠開示支援をする海外訴訟対策支援（ディスカバリー支援サービス）を提供するリーガルテクノロジーに関するオペニオンリーダーとして、世界最高水準の技術とノウハウを提供しております。

一昨年秋以降我が国の経済は、世界的な金融市場の混乱による企業収益の大幅な減少、雇用情勢の急速な悪化、個人消費の低迷等の非常に厳しい状況で推移しております。各企業は海外へ進出し、アジア発の独自性を打ち出し生き残りをかけて競争を行っております。多くの日本企業が海外へ進出することにより、現地での法律による日本企業のビジネスへの影響は増大し、結果として訴訟システムもグローバル化してきました。

しかしこれ程ルールが複雑化した現在においては各企業のもつ情報を纏め団結して特許紛争や政府系調査に対応していかなければならなくなってきています。

特に訴訟大国といわれる米国の訴訟制度はわが国のみならず世界中に影響を与えています。訴訟を進めるにあたって証拠は極めて重要な役割を担っていますが、高度情報化社会において証拠となりうる情報の量は飛躍的に増加し、訴訟で取り扱われる量も尋常ではありません。特にITが発達した現代においては情報のほとんどは電子情報となり、その増加規模は計り知れず、弁護士だけではその取扱いが不可能な状況になりました。そこで、現在では電子情報などの大量の情報を解析し、必要な証拠を抽出・整理するためにハイテク技術を駆使し対応する専門家にそれらの対応を依頼する事が主流となってきています。このような状況のもと、当社は以下4つの事業を強化してまいります。

企業戦略支援

特許情報をハイテクを用いて分析し顧客企業の技術開発の方向性を調査する業務や競合分析を行います。また技術開発の先に特許売買が発生する場合、そこにリスクが無いかな等を調査したうえで売買支援も実施します。併せて特許侵害や訴訟リスク調査を行い、これまで訴訟支援業務で培った弁護士や弁理士のネットワークを使い、仮に顧客が訴訟に移行した場合でも適切な弁護士を紹介し訴訟支援業務をワンストップで提供することができます。

情報資産管理支援

豊富な訴訟支援実績を基に、企業の情報資産戦略をサポートし、訴訟・監査対応可能な社内文書管理システムの構築及び文書管理規定作成を支援していきます。この中でも訴訟・監査対応機能は、国際訴訟における電子証拠準備作業の内製化に幅広く対応し、顧客企業が適切に電子証拠を開示することが可能となります。

国際訴訟支援

これまで主力事業として提供してまいりましたディスカバリー支援事業を の情報資産管理と組み合わせ、より柔軟に特許訴訟・PL訴訟・独占禁止法訴訟に対応していきます。

危機対応支援

グローバル企業内部で発生する様々な問題を高度な調査能力とハイテクを用いた解析技術で解決します。複雑な調査案件の証拠の多くはコンピュータのハードディスク上に記録されており、その部分を深く調査することが可能です。上記の中で、特に で述べましたアジア言語対応電子証拠開示支援システムに関しては、技術革新の速度が速く、かつ次々と新しい機能を追加していくことが必要な事及び、アジア、米国等グローバルに販売ネットワークを作る為に、継続的経営資源の投下が必要となります。

そのため、当社といたしましては、本新株予約権付社債の発行による調達する資金を、上記の訴訟監査対応機能付き文書管理システム販売等の新規事業参入、及び既存事業強化のための開発及び設備投資に充当することで、競争力強化による収益性向上を図ることを目的としております。

- () コンピュータフォレンジックとは、インシデント・レスポンスや法的紛争・訴訟に際し、電子データの証拠保全及び調査・分析を行い、電子データの改ざん、毀損等についての分析・情報収集等を行う一連の科学的調査手法・技術をいいます。

(2) 本新株予約権付社債を選択した理由

今般の資金調達を決定するに際しては、資金調達の確実性を最優先に置きながら、既存株主への配慮や財務基盤の強化、金利負担の観点から、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、他の手段（例えば借入れ、普通社債発行、公募増資、株式の第三者割当等）と比較し、下記の点を総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が現時点における最良の選択肢であると判断しました。

第三者割当の方法による資金調達は、公募増資又は株主割当での発行と比して、迅速かつ確実な資金調達が可能であること。

本新株予約権の行使により普通株式へ転換されることで、株式の一定の希薄化が生じるものの、資本拡充が期待でき、財務基盤強化に繋がること。

本新株予約権には取得条項が付されており、株価が一定期間、転換価格の150%を超えた場合には、転換が行われる仕組みとなっていること。

一般的に本新株予約権の行使期間が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する時価発行増資と比して、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減することが期待できること。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行により、システム販売等の新規事業参入及び既存事業強化のための開発及び設備投資に係る資金が確保でき、これにより将来の競争力強化による収益性向上が期待され、既存株主様の利益に資するものと判断しております。

(4) 大規模な第三者割当を行うことについての取締役会の判断の内容

本新株予約権付社債の転換により新規に発行される株式数は191,693株であり、これは現在の当社の発行済株式総数581,000株の32.9%に相当し、これによって1株あたりの株式価値は希薄化いたします。しかし、本新株予約権付社債の発行により、新規事業及び既存事業の開発費及び設備投資資金を確保することで、将来における売上拡大及び収益力向上が見込めることから、既存株主様の利益に資するものと考えており、大規模な第三者割当による本新株予約権付社債発行は、合理的であると判断しております。

(5) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権付社債の発行は、希薄化率が25%以上となることから、社外の有識者である尾形雅之氏（弁護士）、鈴木旻氏（当社社外監査役）、桐澤寛興氏（当社社外監査役）の3名で構成する第三者委員会を設置し、本新株予約権付社債発行の妥当性について、平成22年3月25日付で意見書を入手しております。その概要は、以下のとおりであります。

当委員会は、平成22年3月3日に株式会社U B I Cの依頼により、「株式会社U B I C第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行要項」に基づく第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「本件社債」という。）の発行（以下「本件第三者割当」という。）に関し、これに伴う希薄化率が25%以上となる可能性があることから、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に基づき、本件第三者割当の必要性及び相当性を検討するために設置された。

資料及び経営陣からの事情聴取を基に、各委員による事前検討、及び全体会議で検討を行った結果、本件第三者割当の目的の必要性、相当性及び合理性、第三者割当の必要性、相当性及び合理性、並びに転換社債型新株予約権付社債の方法の必要性、相当性及び合理性を認めることができ、本新株予約権の発行に起因する株式価値の希薄化が既存株主及び市場にもたらす影響を考慮しても、本件第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行は、借入れ、社債発行、公募増資、株式の第三者割当などの他の資金調達方法と比較しても相当であり、合理的な資金調達手段であると判断する。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第6期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年3月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 設備計画の変更

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」及び四半期報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況」は、平成22年3月26日現在次のとおり変更しております。

平成22年3月26日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりです。

(1)重要な設備の新設

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の効果
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社（東京都港区）	システム販売等の新規事業参入のための開発及び設備投資	220,000	-	新株予約権付社債の発行	平成22年4月	平成24年3月	売上の増加
		既存事業強化のための開発及び設備投資	55,000	-	新株予約権付社債の発行	平成22年4月	平成24年3月	売上の増加

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

3 資本金の増減

第四部 組込情報の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4)発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、有価証券報告書提出日以降、平成22年2月28日までに次のとおり増加しております。

平成21年6月24日現在の資本金 (千円)	増加額(千円)	平成22年2月28日現在の資本金 (千円)
449,443	3,000	452,443

(注) 上記増加額は、新株予約権の行使によるものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第6期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第7期 第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月26日

株式会社 U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (有価証券報告書提出会社) が別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

株式会社U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社U B I Cの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社U B I Cが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅岡 伸生 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社U B I C及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

株式会社 U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I Cの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社 U B I C
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 潮来 克士
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅岡 伸生
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社U B I Cの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社U B I Cの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。